

総務文教常任委員会

平成24年12月11日(火)

◎ 開 議 の 宣 告 (午後 1時28分)

○委員長(国本一夫) ただいまから総務文教常任委員会の会議を開きます。

阿部委員から欠席する旨の連絡がありましたので、出席委員は6名であります。

本日の案件は、お手元にお配りしたとおり、付託案件4件と所管事務調査2件の以上6件であります。

お諮りします。付託された案件につきましては、12月4日の本会議において既に提案理由の説明を受けておりますので、省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(国本一夫) ないものと認め、提案理由の説明は省略することに決定いたしました。

なお、審査の順番については、説明員の関係から、議案5号、議案第6号、議案第3号、議案第9号の順で審査を行います。

それでは、議案第5号 伊達市包括外部監査条例を議題といたします。

それでは、議案第5号の質疑を願います。

○委員(小泉勇一) 何点かお尋ねをしたいと思います。

まず、この外部監査の監査人については、弁護士、公認会計士、税理士、それから監査等の事務の経験のある方の中から選ぶということになっているわけですが、伊達市としてはどのような資格のある方をお願いをする予定なのかお尋ねをしたいと思います。

○総務課長(椎名保彦) お答えいたします。

確かに資格につきましては地方自治法に弁護士、公認会計士、税理士等いろいろ資格ある方載っておりますけれども、今現在私どもとして考えているのは公認会計士でございます。

以上です。

○委員(小泉勇一) そうしますと、この外部監査の監査の中身といいますか、内容については外部監査人が決めることになっていきますよね。そうすると、これは2年間の条例ですから、その監査の中で十分伊達市がもくろんでいるような目的が達成されるのかどうなのか、そのあたりについてお聞かせいただきたいと思います。

○総務課長(椎名保彦) お答えいたします。

確かに2年間という期間限定でございますので、そこら辺はスピード感を持ってやっていきたいと思っております。それで、今私どもが考えているのは、例えば公の施設の運営費とか財政援助団体に対する補助金事務等をできればお願いしたいなと思っておりますけれども、あくまでもこれは監査人が決めることでございますので、一応市側として情報は提供して、そこで絞り込んでやっていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（小泉勇一） 私どもの会派では、先般函館市に行って外部監査について調査、勉強してきたところですが、函館市議会あたりでも1年間では1件ぐらいなのです。対象を絞り込んで、それで監査をしてもらっているというのが実態なわけです。それで、今課長のお話では、十分伊達市の監査のほうとも相談をしながらという意味だと思いますけれども、十分それは連携をした監査をしなかったらだめだと思いますけれども、そこで単に監査だけでなく函館あたりは十分補助人をつけてやっているのです。函館の市の職員だけでは対応し切れないというか、そういう部分がありまして。それで、伊達市ではそういう補助人をつける考えがあるのかどうなのか、さらには補助人をつけるとなると予算もかなりかかることだと思いますけれども、12月ですから来年度の予算についても考えておられると思いますけれども、年間どのぐらいの経費を予定されているのかお尋ねをしたいと思います。

○総務課長（椎名保彦） お答えいたします。

確かに実際に外部監査を行っている自治体の例を見ますと、監査人に対しまして補助員というのが大体二、三名つけてやっているようです。それで、私どもとしてもそのようなことでチームをつくっていただいて監査をやっていただきたいというふうに考えております。それで、来年度の予算に絡んでまいりますけれども、今監査につきましては委託料ということで年間800万程度をもくろんでおります。

以上です。

○委員（小泉勇一） わかりました。

それで、この条例は2年間の限られた条例ということで、附則の第2項には平成27年の3月31日限りその効力を失うとあるのですけれども、この条例の第2条の第2項に法第252条の29に規定すると書かれています。そうしまして、この地方自治法の252条の29というのは、「包括外部監査人（普通地方公共団体と包括外部監査契約を締結し、かつ、包括外部監査契約の期間（包括外部監査契約に基づく監査を行い、監査の結果に関する報告を提出すべき期間をいう）」と書いてあります。そうしますと、この条例は3月31日で効力を失うわけですから、この報告が提出されない憂いがあるのではないのかなと思われるのですけれども、いかがでございますか。

○総務課長（椎名保彦） お答えいたします。

今私どもが考えておるのは、これ実は事前に監査委員さんともお話し合いを持たせていただいておるのですけれども、報告については年度末でなくて12月ごろをめどに報告をしていただきたいということで今進めております。

以上です。

○委員（小泉勇一） そうしますと、1年というのは3月31日までですね。それで、年度途中の監査になりはしないのかなという気がするわけですが、3月31日にならないと監査のはっきりした結論が出てこない可能性ありますよね、十分。そのあたりについてはどのようにお考えですか。

○総務部長（篠原弘明） その件に関して私のほうからご説明させていただきます。

追加の説明なのですが、この252条の29をよく読みますと、これは実は原則利害関係のある事件に対して監査人が監査をしないという規定のくだりなのです。ですから、ここで言っている

のは、あくまで原則は、もし監査人がその利害関係を自治体と持っていた案件があれば、それは原則監査はしないのですけれども、特に必要と認めるときは下記のもの監査しますよと、することができますよという規定でございまして、あくまで委託の期間は2年間、ですから3月31日までというのは原則変わりません。そのことは変わりないのですけれども、今ちょっとお話ありましたうちの代表監査からの参考意見としましては、できるだけ翌年度に監査の結果を予算に反映できる流れが構築できないのかというようなお話、ご要望はありました。ですから、12月末である程度のところでの報告はいただきたいなという意見でございまして、あくまで委託の期間としては3月31日までという流れになります。

以上でございます。

○委員（小泉勇一） 12月末で監査の結果を出す、出さざるを得ない、3月31日ですから。そういう結果であれば、むしろこの附則の第2項を削除すれば3月31日までの成果をきちっと報告してもらえ。これ無理に効力を失うというのがあるものですから、今そういう考え方になるのではないかと思いますけれども、そのあたりについての考え方。そのほかの条文を見ると、どうも地方自治法も曖昧だと言ったらおかしいのですけれども、ほかのほう見ると、この条文でもいいのかなという部分もあるにはあるのです。しかし、今のお話ですと、わざわざここに、附則の第2項につけるから、12月いっぱいやめて、3月31日までに報告してもらわなければだめだという、そういうことが出てくるのではないかと思われるのですけれども、そのあたりについてのお考えはいかがでございますか。

○総務部長（篠原弘明） 252条の29の解釈の問題……済みません、ちょっと時間を下さい。

○委員長（国本一夫） 暫時休憩をいたします。

休 憩 （午後 1時40分）

開 議 （午後 1時42分）

○委員長（国本一夫） 再開いたします。

○総務部長（篠原弘明） 今の案件ですけれども、ここはちょっと修正しまして、この附則の2のほうは削除して、改めてその時点で廃止条例を出すという形で進めたいと思います。

以上でございます。

○委員（小泉勇一） そうしますと、訂正した条例で提案されるという意味、議会在が修正、どっちでやるのですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（国本一夫） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 1時43分）

開 議 （午後 2時12分）

○委員長（国本一夫） 再開いたします。

○委員（小泉勇一） 議案第5号に対する修正案を提出したいと思います。

会議規則第91条の規定により提出いたしました議案第5号に対する修正案の説明をいたします。
議案第5号 伊達市包括外部監査条例の附則中「この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。」を次の理由により別添修正案のとおり附則2削除に修正しようとするものであります。

理由については、地方自治法第252条の36の規定により、年度末の3月31日までに議会への公表ができず、物理的に監査報告の時期が制約されることから、別添修正案のとおり修正しようとするものであります。

以上、修正の内容についてご理解の上、ご審議されますようお願いを申し上げます。

なお、修正案については、伊達市包括外部監査条例の一部を次のように修正する。

附則2を削除する。

以上です。

○委員長（国本一夫） お諮りいたします。

今小泉委員から発言ありましたが、それに対して発議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（国本一夫） 異議ないものと認め、そのようにいたします。

お諮りいたします。議案第5号については、修正案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（国本一夫） 異議ないものと認め、議案第5号については修正案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第6号 大滝営農飲雑用水給水条例を議題といたします。

それでは、議案第6号の質疑を願います。

○委員（上村 要） 二、三点お伺いしたいと思います。

この条例についてですけれども、大滝営農飲雑用水の条例となっておりますが、このうちの3条に名称として円山地区営農飲雑用水施設と上野地区営農飲雑用水施設というふうに2つに名称を分けているのですが、これは一体のつながっている施設でないかと思うのですけれども、どういうことでこれ分かっているのかお伺いしたいと思います。

○地域振興課長（岩淵泰人） お答えいたします。

この飲雑用水供給、営農用水の施設でございますけれども、取水からろ過池、浄水池、配水池となって一体の施設というふうになります。それで、この2地区を分けた理由ですけれども、円山地区につきましては同じ取水、それと円山で持っている取水を両方入れまして、円山地区でろ過池、浄水、それから配水池を通過して供給するという施設になってございます。それと、上野のほうも同じ取水をとるわけですけれども、上野は上野地区で浄水、ろ過池、配水池を持ってございまして、それぞれ1つずつの配水施設という形になってございますので、2つの施設というふうにしてございます。

以上です。

○委員（上村 要） そうすると、これの予算的なものも施設ごとの予算計上というようなことに

なるのでしょうか。

○地域振興課長（岩渕泰人） 予算につきましては、一体の予算と、合併した予算となっており、電気代、電話料、それぞれかかるわけですが、予算としては一体の予算というふうになってございます。

○委員（上村 要） 予算的にも一体であれば、あえて分けなくてもよかったのかなというような気はしないわけではないのですが、また分けてやるほうが効率がいいというようなことで分けられたのかと、このようにも思いますけれども、その辺は分ける理由としては何か特にあるのでしょうか。

○地域振興課長（岩渕泰人） 飲料水の供給施設でございますので、営農用水、それから生活用水等を給水するわけですが、水道法の事業に該当するという規定がございまして、この水道法の適用されるのが給水区域人口が101人以上という形になってございます。それで、先ほどご説明しましたとおり、配水施設で2地区に分かれるということから、この飲雑用水の施設としては水道法の適用は受けないという形になります。ただし、準拠するという形になってございますので、維持管理につきましては同様の維持を行うという形になっております。

以上です。

○委員（上村 要） わかりました。

それで、最後にもう一点、料金の関係でお伺いしたいのですが、現在も施設があって今回新たな施設にかわったということですが、旧施設のときは飲雑用水というのは利用料金というのはかかっていなかったと思うのですが、今回は定額ではありますけれども、月額、営農用、家事用、併用というようなことで3区分、それから事業用というようなことで料金が示されておりますけれども、これについて各地区で説明会もされたということをお聞きしたのですが、その地区でどのような反応とございますか、意見があったのかお伺いしたいと思います。

○地域振興課長（岩渕泰人） お答えいたします。

まず、説明会等でございますけれども、まずこの計画が当初18年に立てられたわけですが、そのときから住民の方々には説明をしております。毎年1回説明をいたしまして、事業の進捗状況等をご説明申し上げてきました。今回条例を制定したということで、説明会を3回ほど開催してございます。これは、各自治会に行きまして説明を申し上げております。それから、これらの欠席の方々につきましては、戸別に訪問いたしましてこの条例のご説明を申し上げております。説明会の開催等のご意見でございますけれども、今まで無料だったということで、これから料金を徴収するというご意見はございましたけれども、皆様のご理解をいただいたということでございます。

以上です。

○委員（上村 要） この料金で年間の管理費とございますか、運営費に対してこの料金を利用者から負担していただく中でどのぐらいの比率になるのかお伺いしたいと思います。

○地域振興課長（岩渕泰人） お答えいたします。

試算等では、収入金額が約190万円ほど、それで23年度のこの年間の維持管理費が420万ほどか

かってございます。それで、収入として47%から50%で、維持費は変わりますので、大体47から50%というふうに考えてございます。

以上です。

○委員（上村 要） これ一度決まると、今そのぐらいの率だということであれば、市のほうの持ち出しというのが相当多い金額が負担があるということになるわけですが、今までの経過からいくと無料だったものが有料になると、さらに費用がかかるから見直しをかけて今度上げていきますよというようなことにはなるのか、可能性としてはあると思うのですが、当面の間どのような考えなのかちょっとお伺いしたいと思います。

○大滝総合支所長（武川哲也） お答えいたします。

説明会の中でも、やはりそのような懸念が意見として出ておりました。それで、この料金については、当面改定することは考えていませんというようなことでお答えしてございます。確かにこの地区、今住戸戸数も今後ふえていくというようなことはなかなか考えづらい地域でございますし、仮に例えば比率が落ちるような、戸数が減少して収入比率が落ちていった場合に値上げということになるのだろうかというようなご意見ございましたけれども、今市のほうといたしましてはその比率が変わったからといって値上げをするというようなことは当面考えていないということでお答えしてございます。

○委員（上村 要） 最後に、もう一点だけちょっとお聞きしたいと思うのですが、第8条の3に前項の検査において特別の費用を要したときはその実費額を徴収することができるということで、この水質の検査の関係だと思うのですが、特別な費用を要したときという、このことはどういうことを想定されているのかちょっとお伺いしたいと思います。

○地域振興課長（岩渕泰人） お答えいたします。

これにつきましては、調査等検査をするのに事業者等と呼んで業者等に託さないためだというときの場合の費用というふうに考えてございます。

○委員（上村 要） その事業者等と呼んでというのはどういうことなのか、もう少し詳しく説明いただけますか。

○地域振興課長（岩渕泰人） 通常は給水装置には支障がないわけですが、この場合個人のほうに問題があった場合というときの費用でございます。あくまでも本管等の措置であれば、こちらのほうの市の負担ですが、給水装置の場合はそこから個人になりますので、それのかかった費用についてはいただくということでございます。

以上です。

○委員長（国本一夫） 上村委員、いいですか。

○委員（上村 要） はい、了解。

○委員（小泉勇一） 営農用、家事用、月額1,000円で、併用が1,500円になっていますけれども、農家戸数は何戸あって、そのうち酪農家がおられるのかどうかお尋ねをしたいと思います。

○地域振興課長（岩渕泰人） お答えいたします。

農家戸数ですが、これにつきましては25戸でございます。それで、酪農家については4戸

でございます。

以上です。

○委員（小泉勇一） そうしますと、酪農家4戸の飼育頭数なんかはわかりますでしょうか。わからなかったらいいのですけれども、仮にここで事業用で10名未満の場合は月額4,000円になっているのです。それで、酪農家の場合は、牛1頭は人間1人よりも水飲みます。そうすると、不公平感はないのかなと思ったものですから、その牛の頭数聞いたので、別に牛の頭数がどうという意味ではないのです。そういう不公平感はないのかどうかお尋ねしたいと思います。

○地域振興課長（岩淵泰人） お答えいたします。

おっしゃられるとおり、牛の水の飲むほうが実際多いわけですし、ちょっとはっきりした数字は言えませんが、大体200頭ぐらいいと思いますので、ただしこの営農用水の飲雑用水事業は道営事業でやってございまして、あくまでも農業用の営農用水が主でございまして、逆に一般の方々の家庭用の供給というのは国や道の補助がなくて市の単独の経費という形になっているものですから、あくまでも営農用ということで不公平感はないのかなというふうに思っております。

以上です。

○委員（小泉勇一） それで、周辺の農家の人が25戸あるうちの4戸が酪農家なのだそうですがけれども、問題がなかったらそれでいいのですけれども、周辺の人からの不公平感はなかったのかどうかお尋ねして終わります。

○地域振興課長（岩淵泰人） 説明会のときにおっしゃられるように畑作と酪農の方々にとりましては水の量が違うということがございまして、逆に酪農家の方々が恐縮していた現状ですがけれども、あくまでも定額制で取るということですので、簡水と比べましても同じような料金体制となっていて、今おっしゃられたような不満はないというふうに感じています。

以上です。

○委員長（国本一夫） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（国本一夫） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第6号の討論に入ります。

議案第6号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案6号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（国本一夫） 異議ないものと認め、議案第6号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第3号 公の施設に係る指定管理者の指定について（伊達市体育施設）を議題といたします。

それでは、議案第3号の質疑を願います。質疑ありませんか。

○委員（小泉勇一） 指定管理者を体育協会に指定、お願いをします。プールは今つくっているわ

けですから、来年完成するのですか。そうしますと、その契約はどうなるのですか。

○生涯学習推進課長（石 秀隆） お答えいたします。

プールのほうは、来年11月末ぐらいに建物竣工するというで伺っております。28年度からほかの総合体育館も含めて体育施設の一元化も考えておりますけれども、現在のプールなのですが、その稼働に合わせて来年度1年、今回指定管理の中で盛り込んでおります。指定管理の中では、今回3年間なのですけれども、プールに関しましては25年度1年ということで位置づけております。

以上でございます。

○委員（小泉勇一） わかりました。

あと、もう一点お尋ねしたいのは、有珠の海洋センターのパークゴルフ場、有珠のまなびの里ことしから営業しているわけですが、このパークゴルフ場は廃止したりやめたり、そういうことは考えていないのですか。

○生涯学習推進課長（石 秀隆） お答えいたします。

海洋センターのパークゴルフ場なのですけれども、この1年、最終の数字は出ておりません。入り込みとしては、やはりまなびの里パークゴルフ場の関係で落ち込んでいるという状況でございますけれども、パークゴルフ場のほう地形的に平たんだということもあって高齢者、また障がい者の方にとってはコース的には安全で安心だというような声もございまして、当面継続するというふうに思っております。ただ、維持管理経費、これらにつきましても当然収入としては落ちてくるわけですから、その辺最終的には入り込み、収入、それと維持管理、そういった点で決心していくというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（小泉勇一） そうしますと、これ委託契約は3年間ですよ。そうしますと、3年間は継続するのだという理解でいいですか。

○生涯学習推進課長（石 秀隆） はい、そのように考えております。

以上です。

○委員（山田 勇） わかりました。まず、B&Gの海洋センターの維持は何とかしていこうという行政の考え方わかりました。

それで、まずここの体育協会、それで指定を公募したところ何件が出てきたかという、これはちょっと難しくて申しわけありませんけれども、指定管理者制度なので、その点ちょっとお聞きして、それから今回の最後の資料3の3、この評価点数の問題について……

○委員長（国本一夫） 山田委員、一問一答です。

○委員（山田 勇） はい。

○生涯学習推進課長（石 秀隆） お答えいたします。

今回体育施設の指定管理に当たりまして公募あったのは、体育協会1件でございます。

以上です。

○委員（山田 勇） この地域に体育協会が存在して、またこの体育施設を管理運営していただくのは私ども市民としては本当にありがたく思っております。

それで、ここの評価点数、審査結果一覧表、これにつきましていつもばらつきのある評価点を評価委員からつけられております。これについて行政側としては、この選定委員は教育部長、企画財政部長、総務部長、市からの委員、猪狩さん、永井さん。それで、この点数のことにつきましては、ある程度行政としては、教育行政としてはどのような考えを持っていくのか。配点の満点は115点、それである程度ここはちょっと評価点としては88点しかやれないよとA委員、C委員、それからE委員は100点をいただいております。D委員、102点。この評価点数については、どのような考えを持っているのか。それで終わります。

○教育部長（仁木行彦） これ評価の視点がまちまちだとは思いますが、ただ69点以上が合格という観点からつけさせていただいております。今やっている評価をそれなりに評価するということと、ちょっと低いほうについては期待値が大きいと、もっとこうしてほしいというような観点があって、点数からいきますとばらつきはありますけれども、十分合格点以上というふうになっているというふうに思います。

○委員（犬塚貴敬） 評価点のことで質問があります。

実際に、ちょっとかぶる部分あるのですけれども、提出書類、今回さまざまな施設があって、どのぐらいのボリュームのものを確認したのでしょうか。

○生涯学習推進課長（石 秀隆） お答えいたします。

書類のほうはA4判で、現状の運営、またこれからの体育施設の運営関係、またその考え方、それに係る人件費の見込み、そして自主事業等の取り組み、大体紙ファイルで1冊と言ったらあれなのですけれども、ボリュームとしては紙ファイル1冊ぐらいのページ数でいただいております。

以上でございます。

○委員（犬塚貴敬） 11月6日に開催したということで、これ目を通すのは6日の日のみということですか。

○生涯学習推進課長（石 秀隆） お答えいたします。

提出が11月のたしか2日だったというふうに記憶しています。2日にいただいて、各委員のほうにお配りをして事前に目を通していただいて、開催のほうは6日ということでございます。

以上でございます。

○委員（犬塚貴敬） 11月2日が金曜日で、3、4休みであれば、1日しか目を通す期間がないのかなと思ったものですから、余りに多かったりとかするとちゃんとした評価ができるのかなと思って、その辺は問題はないですか。

○生涯学習推進課長（石 秀隆） お答えいたします。

土日含めて、確かに金曜日ということもございまして、こちらのほうからも直接ご持参をして大変恐縮だったのですけれども、平日としてはご指摘のとおり1日しかない、土日含めてごらんいただきたいということで、その辺日数的にはカバーできたかなというふうに判断しております。

以上でございます。

○委員長（国本一夫） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（国本一夫） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第3号の討論に入ります。

議案第3号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第3号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（国本一夫） 異議ないものと認め、議案第3号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第9号 まなびの里条例の一部を改正する条例を議題といたします。

それでは、議案第9号の質疑を願います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（国本一夫） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第9号の討論に入ります。

議案第9号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第9号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（国本一夫） 異議ないものと認め、議案第9号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で当委員会に付託された議案の審査は終わりました。

お諮りいたします。審査結果報告の案文については委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（国本一夫） ないものと認め、そのように決定いたしました。

次に、所管事務調査を行います。

最初に、伊達市さくら幼稚園のあり方についてを議題といたします。

この件について説明を求めます。

○学校教育課長（松下清昭） それでは、さくら幼稚園のあり方についてご説明いたします。

さくら幼稚園の今後のあり方につきましては、教育委員会の協議経過及び考え方につきましては、昨年の11月2日に開催されました総務文教常任委員会の所管事務調査の場でご説明させていただいたところであり、お手元に配付させていただきました資料に記載のとおり、伊達市次世代育成支援後期行動計画に基づき伊達市の幼児人口の将来推計を試算しますと、今後ますます幼児人口の減少が見込まれることから、さくら幼稚園については平成25年度から年次的に募集を停止し、平成27年3月いっぱいをもって廃園すべきと判断したところであり、

なお、方向性が決定いたしましたことから、今年の6月28日に保護者説明会を実施いたしました。

また、10月22日に労使関係の協議が終了いたしましたので、資料6の今後のスケジュールにあり

ますように、12月7日から1月7日までの間パブリックコメントを実施し、その後教育委員会で幼稚園管理規則の定数と学級編制の改正をし、年次的に募集停止を行い、平成27年3月いっぱいをもって廃園することといたしました。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長（国本一夫） ただいま説明がありました。

この件について質疑を願います。質疑はありませんか。

○委員（山田 勇） わかりました。それで、最後の6の今後のスケジュールについてお聞きします。パブリックコメント募集、24年といたらことしですよ、の12月7日から1月7日までパブリックコメントを募集、市民公募していく。それで、12月1日に「広報だて」12月号に掲載は、パブリックコメントの公募のお知らせなのか。この12月1日、「広報だて」12月号に掲載していくと。これは、僕申しわけないですが、時間ないので、ちょっと読めなかったです。これは、どのような趣旨で掲載されていたのか、ちょっとその点お聞きします。

○学校教育課長（松下清昭） 12月1日の「広報だて」に掲載しましたものにつきましては、パブリックコメントについての掲載記事でございます。

○委員（山田 勇） それは、要するにこうやって今ある程度この幼稚園を廃園していきますよという考え方を行政が伝えていって、それについて公募をしたという認識でよろしいですね。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員（山田 勇） 違うのですか。そうですね。さくら幼稚園の廃園をしていくので、それについての皆さんの声を聞きたいという公募、そのお知らせでございますね。わかりました。

それで、これについては、12月7日ですから、まだ多分一件も来ていないと思いますけれども、きょう11日、と思いますけれども、これ来ていますか。

○学校教育課長（松下清昭） 12月7日からですので、まだ数日間しかたっておりませんので、パブリックコメントについてはまだ一件も学校教育課のほうには提出されておられません。

○委員長（国本一夫） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（国本一夫） ないものと認め、質疑を終わります。

次に、伊達市交通安全計画（第9次）及び平成24年度伊達市交通安全実施計画の策定についてを議題といたします。

この件について説明を求めます。

○自治防災課長（星 洋昭） 伊達市交通安全計画（第9次）と実施計画の策定についてご説明申し上げます。

まず、資料につきまして、ちょっと多かったのですが、伊達市交通安全計画（第9次）及び平成24年度伊達市交通安全実施計画の策定についてという概要を示した1枚物と、それから伊達市交通安全計画（第9次）の概要版、それから同じく交通安全計画、それから同じく実施計画というようなものをお配りさせていただきました。

さて、計画策定の趣旨でございますが、この計画は交通安全対策基本法第26条で定められました

北海道交通安全計画に基づきまして伊達市交通安全計画を策定するよう努めるものということで、伊達市では昭和46年以降第8次まで交通安全計画を策定してまいりました。北海道の第9次計画につきましては平成23年11月に示され、同じく実施計画につきましては本年2月に市町村に示されたというところです。第9次計画につきましては、平成23年度から27年度を計画期間とされておりまして、伊達市においても北海道計画に沿った策定が求められておりました。8次計画までにつきましては、交通安全計画のみの策定としておりましたが、交通安全計画自体は大綱的な内容でありまして、具体性やその成果をはかることが難しいものとなっております。そこで、第9次計画につきましては、実施計画もあわせて策定し、何らかの成果や結果が後々取りまとめられるようにしたいというようなものです。計画期間につきましては、北海道の計画が示されたのが23年度の後半であったために、この際周期を合わせた24年度から27年度までの4年間とするものです。伊達市におきましては、平成24年2月に北海道から示された計画に基づきまして、総務部、市民部、福祉部、建設部、教育委員会の関係10課を集めまして交通安全対策検討会議というものを開き、作業を始めました。これがことし10月にまとまりまして、経営会議、それから警察や道路管理者などへの意見聴取、その後パブリックコメントを実施しまして、今月12月5日付で計画決定となり、北海道へ報告したものとなっております。交通安全計画につきましては、北海道計画をもとに伊達市に合った内容に取り組みを組み立てたもので、基本理念の記載のほか、通年に係る交通安全計画と冬季計画の2部構成というふうになっております。詳細につきましては、第9次の概要版や本計画をごらんいただきたいというふうに思います。

それから次に、交通安全の実施計画につきましては、交通安全計画の中の講じようとする施策以降の項目に対応して作成しておりまして、道路や歩道のハード整備、それから除雪などの具体的計画並びに随時対応について、交通安全に関する講座、交通安全教室の開催、広報、啓発などの各項目に対応したソフト事業について計画を盛り込んでおりまして、警察や公安委員会への信号機、横断歩道設置などの要請などが主となっております、実際に実施する担当課を記載した上でこれから先の毎年度の実績を積み上げて資料として持っていこうというふうに考えております。これらの詳細につきましては、実施計画に記載したとおりでございます、読み上げについての説明については省略させていただきたいと思っております。

以上が交通安全計画、実施計画の内容となっておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（国本一夫） ただいま説明がありました。

この件について質疑を願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（国本一夫） ないものと認め、質疑を終わります。

以上で所管事務調査は終わりました。

お諮りいたします。調査結果報告書の案文については委員長に一任願いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（国本一夫） ないものと認め、そのように決定いたしました。
以上で総務文教常任委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

◎ 閉 会 の 宣 告 （午後 2時52分）